

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))
交付規程

令和7年5月26日環補デ第7-008号
令和7年5月26日環補デ第7-015号
一般財団法人環境優良車普及機構制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付要綱(令和2年4月 1日 環水大自発第2004013号。以下「交付要綱」という。)及び環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)実施要領(令和2年4月 1日 環水大自発第2004014号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付規程の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表の第2欄において機構が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙 1 の2に規定する者とする。
 - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
 - 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。また、暴力団排除に関する誓約に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、第6条にて定める電子申請等により様式第1の交付申請書兼完了実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、提出された交付申請書兼完了実績報告書を審査し、申請内容が、実施要領、本交付規程、審査基準を充足する申請については、申請者に補助金交付決定通知を発出しなければならない。
 - 3 申請者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請及び報告しなければならない。
 - 4 申請者は、当該補助事業により取得する財産について抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の3及び1の4により機構の承認を受けなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

- 第6条 機構は、第5条第1項の規定による交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2の交付決定通知書兼交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による交付申請書兼完了実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第3によ

- る中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 二 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第4による名称変更等報告書により機構に報告しなければならない。
 - 三 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
 - 四 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
 - 五 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
 - 六 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 七 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。
 - 八 補助事業者は、補助事業により実施要領別表第1(注1)に定める低炭素型ディーゼルトラック(以下同じ)を取得した場合は、当該低炭素型ディーゼルトラック(以下「取得財産」という。)について、様式第6による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 九 補助事業者は、取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。
 - 十 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果

ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十一 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十二 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から調査の指示があった場合には、当該情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 機構が第6条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の通知を受けた場合において、交付の決定及び交付額の確定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第9条 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 機構は、第7条第1項第一号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 補助事業者が、別紙4暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 機構は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 第2項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。

(事業報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後1年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及び実施要領別表第1第2欄に掲げる体制の構築及び運用の状況について、様式第8による事業報告書を機構に提出しなければならない。なお、第7条第1項第八号に定める様式第6による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電子申請等)

第13条 申請者又は補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、原則として、第5条第1項の規定に基づく交付の申請及び実績報告、第8条の規定に基づく申請の取り下げを電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。)により行うこととする。

2 機構は、第6条第1項の規定に基づく交付の決定及び交付金額の確定及び第11条第1項の規定に基づく取消しについて、当該通知を電磁的方法により行うこととする。

3 機構、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により手続きを行うこととするが、電磁的方法によることができないとき、又は電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。)を提出できない

ときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は機構が定める方法で手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第14条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に別紙4の内容を確認したうえ、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和7年6月9日から施行する。

別表

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
低炭素型ディーゼルトラック ^{※1} 普及加速化事業	低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費	<p>同規模かつ同等仕様のディーゼルトラックであって、2015年度燃費基準の100分の100以上105未満に該当する車両(以下「標準的燃費水準の車両」という。)の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/3^{注2}。</p> <p>ただし、低炭素型ディーゼルトラックの導入に伴い 2015 年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラック^{注3}の廃車を併せて行う場合は標準的燃費水準の車両の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/2^{注2}。</p> <p>上記補助に加え、2025 年度燃費基準相当 105%達成車には 5 万円の追加補助を行う。</p>

注1 「低炭素型ディーゼルトラック」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車であって、その燃費が2025年度燃費基準相当を達成しているもの(改造した自動車にあつては、原動機、動力伝達装置、走行装置又は燃料装置を改造していないものに限る。)をいう。

注2 実施要領別表第1第4欄及び同表注4の規定に基づき機構が環境省水・大気環境局長との協議の上で定めて公表した額。

注3 実施要領第3(4)イにおいて作成する審査基準に定める要件に該当する車両をいう。

別紙1(第3条関係)

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、中小トラック運送事業者が低炭素型ディーゼルトラックの導入を行い、併せてトラック運送において、エコドライブを含む燃費の改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築する事業を対象とする。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者とする。

① 次のアからウのいずれかに該当するものであって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者とする。

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者

イ 貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を経営する者

ウ 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者

② 事業用自動車の貸渡し(リース)を業とする者(①に貸し渡す者に限る。)

3 維持管理

補助事業により導入した車両は、第7条第1項第七号及び第八号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 燃費改善効果等の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による燃費改善効果及び二酸化炭素排出削減効果の状況を把握し、この規程及び機構の求めに応じて事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書兼完了実績報告書(第5条関係)
- 様式第2 交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6条関係)
- 様式第3 中止(廃止)承認申請書(第7条関係)
- 様式第4 名称変更等報告書(第7条関係)
- 様式第5 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7条関係)
- 様式第6 取得財産等管理台帳(第7条関係)
- 様式第7 精算払請求書(第10条関係)
- 様式第8 事業報告書(第12条関係)

一般財団法人環境優良車普及機構
 代表理事 堀家 久靖 殿

〒

申請者注1 住 所
 氏名又は名称
 代表者の職・氏名

(貸渡し先 (リースの場合))

令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付申請書兼完了実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

様式第1の2及び別紙2(エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書)のとおり

2 補助対象車両の名称・型式等

注3

区分	型式の識別記号	廃車有無	抵当権有無

3 補助対象経費

金

円

↑有の場合のみ「有り」と記載↑

4 補助金交付申請額

金

円

5 交付の申請者(該当する業態に○を付す)

<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	特定貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業	<input type="checkbox"/>	自動車リース事業

申 請 問 合 せ 先	責任者の所属部署・職名・氏名			
	担当者の所属部署・職名・氏名			
	(メールアドレス)		@	
	(電話)		(FAX)	
送付先 住所	〒 *交付決定通知書等の書面を送付する住所が申請者の住所と異なる場合に記入する。			

6 添付書類 規程別紙3に記載の書類

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

注3 補助対象車両及び補助対象車両の区分大型・中型・小型は実施要領別表(注1及び4)の規定のとおり。

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業実施計画書

補助対象車両	★自動車検査証記録事項から転記してください。	
	登録番号	
	車名 (メーカー名)	添付「自動車検査証記録事項記載」(写し)(※新規登録時に販売会社に所有権がある場合は、移転登録後の自動車検査証記録事項(写し))のとおり
	車台番号	
型 式		
補助対象車両の使用本拠の位置	添付「自動車検査証記録事項記載」(写し)のとおり	
補助対象事業完了日	令和 年 月 日	
(補助対象車両の「登録日」。 ただし廃車を伴う場合は補助対象車両の「登録日」又は廃車車両の「廃車日」のうち遅い日。)	★「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に 済が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。	
廃車車両 (廃車を伴う場合のみ記載)	登録番号	
	車名 (メーカー名)	添付「登録事項等証明詳細(現在記録・保存記録の写し)」のとおり
	型 式	
	区 分 ^{注2}	
初度登録年月日		
事業によるCO2削減効果	「燃費改善及びCO2排出削減量の算定書」のとおり	

注 補助対象車両及び補助対象車両の区分の大型・中型・小型は実施要領別表(注1及び4)の規定のとおり。

様式第1の3(第5条関係)

第 号
年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得する補助対象
車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業））交付規程」第5条第4項及び第7条第1項第八号に基づき「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の4の処分について承認を求めます。

様式第1の4

1 処分の種類 抵当権の設定

2 処分の概要

補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸渡し先の氏名または名称、事業者番号（数字12桁）及び住所		
車名 及び型式			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注1)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
令和7年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日
※該当するものに○を付す。 <ul style="list-style-type: none"> 補助財産を取得する資金の確保のため。 補助事業者の事業の資金繰りのため（当該抵当権設定を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの）。 					

注1 処分制限期間(A)について、積載量2トン以下の場合は3年、積載量2トン超の場合は4年。

注2 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))
交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者

(貸渡先 (リースの場合))

年 月 日付けで交付申請兼完了実績報告のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程(令和7年5月26日 環補デ第7-008号。以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書兼完了実績報告書のとおりである。
- 補助金の補助対象経費、交付決定額及び確定額は次のとおりである。
(車台番号:)

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
確定額	金	円
- 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付要綱(令和2年4月 1日 環水大自発第2004013号)、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)実施要領(令和2年4月 1日 環水大自発第2004014号)及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は 年 月 日とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 副部長 石内 渉

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 参事役 加園 栄司

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

03-5341-4577 hojokin@levo.or.jp

注 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程第7条第1項第一号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容^{注2}
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 規程第3条第3項の規程に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1及び様式第1の2を使用して記載することとし、交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

注3 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))
名称変更等報告書

年 月 日付け 第 号で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程第7条第1項第2号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

注2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

注3 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

第 号
年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程第7条第1項第五号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(規程第7条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額^{注2}

金 円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 別紙として積算の内容を添付すること。

注3 識別番号欄は電子申請を行う場合に記入すること。

様式第6 (第7条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))取得
財産等管理台帳(令和7年度)

財産名 ^{注1} (ディーゼルトラックの 車名及び登録番号)	規格	金額 (円)	取得 年月日 ^{注2}	耐用 年数 ^{注3}	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業により取得した低炭素型ディーゼルトラックとする。

注2 取得年月日は、初度登録年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間に基づき、積載量2トン以下の場合は3年、積載量2トン超の場合は4年。

様式第7(第10条関係)

一般財団法人環境優良車普及機構

代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))
精算払請求書

交付決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))の精算払を受けたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程第10条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円		
金融機関名		支店名	
銀行コード		支店コード	
預金の種別		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

補助金執行団体記入欄

交付決定兼交付額 確定通知番号	環補デ第 一 号	交付決定日	
--------------------	----------	-------	--

一般財団法人環境優良車普及機構
代表理事 堀家 久靖 殿

補助事業者^{注1} 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号(LEVO管理番号)で交付決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。^{注2}

記

1 事業実施による燃費改善効果及び二酸化炭素(CO₂)削減効果について^{注3}

(1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)等

車台番号		補助事業実施前 ^{注4}	補助対象車両
	CO ₂ 排出量(t-CO ₂ /年)		
	燃費(km/L)		

(2) 上記実績報告において二酸化炭素排出削減量が減少しなかった場合の原因

2 エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

別紙2のとおり。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 燃費改善効果及び二酸化炭素(CO₂)の削減効果の把握が当該補助金の目的であることから、事業報告書を提出しない場合は補助金の返還もあり得ることに注意すること。

注3 燃費及びCO₂排出削減量の算定書を添付すること。

注4 補助事業実施前の燃費及びCO₂排出量は、2025年度燃費基準値に相当する補助対象車両と同クラスの車両で走行した場合の想定値(走行距離は補助対象車両と同じと仮定)を記入する。補助事業の実施に伴い廃車を行った場合は当該廃車車両の1年間の値を参考値として記載する。

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称
 代表者の役職・氏名
 (貸渡し (リースの場合))

エコドライブを含む燃費改善の取組体制の構築・運用状況は以下のとおりであることを報告します。

項目	該当状況 ^{注1}	エコドライブ ^{注2} を含む燃費改善の取組体制に関する事項		
1 取組体制に係る第三者認証の取得 ^{注3, 注4}		以下のいずれかの第三者認証の取得 (該当するものに○) ISO14001 / グリーン経営認証 / エコアクション21 / 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク) グリーン・エコプロジェクト(東京都トラック協会) / 東京都貨物輸送評価制度		
		上記以外の第三者認証の取得 ^{注5} 認証の名称() 認証の機関()		
(*↑1.の第三者認証の取得が確認できれば、↓2.の取組体制の構築・運営状況は記入不要)				
2 取組体制の構築・運営状況 ^{注3, 注4, 注5}	該当状況	取組体制の要件	項目	構築・運営の状況
			指針・マニュアル・取組方針等の策定及び事業所への備え置き・共有等	当該指針等名称
			策定年月日	
			適用対象事業所名称	
		共有方法		
	取組状況の測定・記録		月別燃料消費量記録方法	
			燃費実績記録方法	
			デジタル運行記録計等車載機器の活用方法	
			その他	
	評価と改善の手順の明確化		ドライバー以外の管理者等による記録の確認方法	
			取組改善の検討の手順のルール化等の方法	
			その他	
	ドライバーへの定期的な教育・訓練の実施		ドライバー向けのエコドライブマニュアル等配布実施	
			実地訓練の実施	
			講習会の受講義務等の実施内容	

注1) 現に構築・運用または該当している場合は○、今後1年以内に構築・運用または該当予定の場合は△を記載。

注2) エコドライブとは、エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が策定した「エコドライブ10のすすめ」(<http://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.html>)に該当する取組をいう。以下同じ。

注3) 交付申請時においては、項目1のいずれかに○または△、もしくは項目2のすべてに○または△が付されていること。項目1のいずれかに○を付した場合はその認証を示す有効な書面の写しを添付、項目2の各事項のみに○を付した場合には各事項の構築・運営状況の欄にその状況を記載すること。

注4) 補助事業を実施した翌年度の事業報告書(様式第7)の提出時(補助事業実施年度の翌々年度に提出)においては、項目1のいずれかに○、もしくは項目2のすべてに○が付されていること。また、項目1のいずれかに○を付した場合はその認証を示す書面の写し(注3)により提出済みの場合を除く)を、項目2の各事項のみに○を付した場合には各事項の構築・運営状況の欄にその状況を記載すること。

注5) ISO9001、ISO39001など、エコドライブによる燃費の改善の取組を対象としない認証は該当しない。

(交付申請書兼完了実績報告書の添付資料)

- (1) 提出資料総括表
- (2) 様式第1の2及び別紙2 エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書
- (3) 様式第1の3及び様式第1の4(補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合に限る)
- (4) 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)
- (5) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)
- (6) 補助対象車両(低炭素型ディーゼルトラック)の自動車検査証記録事項の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証記録事項の写し(コピー)及び移転登録後の自動車検査証記録事項の写し(コピー))
- (7) 廃車した車両の証明書類(廃車を伴う申請に限る。)
 - ア 直近の登録事項等証明書(現在記録及び保存記録)の写し(コピー)
 - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況。検索機能画面を印刷したもの(引取工程に済が入っているもの)
- (8) 燃費改善及びCO₂排出削減量の算定書(廃車を伴う場合には、廃車車両の直近1年間のデータ(当該データが無い場合には現在所有の同区分の車両の1ヵ月間の燃費データ(既存のものでも可)を年間換算したデータ)も記載すること。)
- (9) 貨物自動車運送事業報告規則に基づき運輸支局等に報告した直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)、または事業実績報告書(第4号様式)従業員数の記載された書類の写し(コピー)。(運輸支局等の名称及び受付日が確認できるものであること。)
- (10) 補助金精算払請求書(様式第6)
- (11) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。)
- (12) リース料金算定根拠明細書(リースの場合に限る。補助金がリース料金に反映されていることが確認できること。)
- (13) 共同事業者名簿(規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。)

別紙 4(第3条及び第15条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。